19　紛争解決（第一九章関係）
協定の実施、解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決のための手続等について定める。
20　最終規定（第二〇章関係）
協定の改正、効力発生等について定める。
21　附属書
㈠　両締約国の関税の撤廃及び引下げの実施日程並びに関税割当ての内容等について定める。（附属書一関係）
㈡　品目別原産地規則について定める。（附属書二関係）
㈢　原産地に関する証拠書類の基本的な記載事項について定める。（附属書三関係）
㈣　重要な食料について定める。（附属書四関係）
㈤　エネルギー・鉱物資源物品について定める。（附属書五関係）
㈥　サービスの貿易及び投資についての内国民待遇、最恵国待遇等の義務に適合しない各締約国の現行の措置について定める。（附属書六関係）
㈦　サービスの貿易及び投資についての内国民待遇、最恵国待遇等の義務に適合しない各締約国の将来の措置について定める。（附属書七関係）
㈧　サービス提供者の資格の承認について定める。（附属書八関係）
㈨　第一一章に定める金融サービスに含まれる活動について定める。（附属書九関係）
㈩　各締約国が他方の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在について行う特定の約束について定める。（附属書一〇関係）
⑴　各締約国の投資家及び対象投資財産に関する補助金の見直し等について定める。（附属書一一関係）
⑵　収用に係る第一四・一一条の解釈基準について定める。（附属書一二関係）
㈢　第一七章の規定の適用を受ける調達機関、物品、サービス等について定める。（附属書一三関係）

条約

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年十二月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第十九号

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定

目次

前文
第一章　総則
第一・一条　自由貿易地域の設定
第一・二条　一般的定義
第一・三条　透明性
第一・四条　公衆による意見提出の手続
第一・五条　行政上の手続
第一・六条　審査及び上訴
第一・七条　秘密の情報
第一・八条　租税
第一・九条　一般的例外
第一・十条　安全保障のための例外
第一・十一条　他の協定との関係
第一・十二条　実施取極
第一・十三条　合同委員会
第一・十四条　両締約国間の連絡
第二章　物品の貿易
第一節　一般規則
第二・一条　定義
第二・二条　物品の分類
第二・三条　内国民待遇
第二・四条　関税の撤廃又は引下げ
第二・五条　関税上の評価
第二・六条　輸出税
第二・七条　輸出補助金
第二・八条　非関税措置
第二・九条　行政上の手数料及び課徴金
第二・十条　貿易に関する規則の施行
第二・十一条　輸入許可手続
第二・十二条　ダンピング防止措置及び相殺措置